

東北地区病弱虚弱教育研究連盟規約

第1章 名称と事務局

第1条 本連盟は東北地区病弱虚弱教育研究連盟と称し、事務局を理事長所在校に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本連盟は、病弱虚弱の児童生徒に対する教育と福祉の向上普及につとめ、それらの児童生徒に関する保護と教育研究を推進し、あわせて会員相互の連絡提携を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 組織活動の強化充実と病弱虚弱教育の研究推進
- 2 病弱虚弱児童生徒に対する福祉の向上普及
- 3 研究調査、講習会、研究会等の開催
- 4 その他必要な事項

第3章 会 員

第4条 本連盟の会員は、病弱虚弱の特別支援(養護)学校及び分校・学級に勤務する教職員とする。

第5条 本連盟の趣旨に賛同し、加盟を申し出たものとする。

第4章 役 員

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- 1 理事長 1名 会務を統括し、本連盟を代表する。
- 2 副理事長 2名 理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事 若干名 会の運営にあたる。
- 4 監事 2名 会計の監査にあたる。
- 5 書記 1名 会の庶務にあたる。

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 理事長、副理事長は、理事会において互選し、総会において報告する。
- 2 理事は各県において2～3名選出し、総会において報告する。
- 3 監事は理事会において選出する。
- 4 書記、会計は理事長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本連盟に顧問をおくことができる。

第5章 会 議

第10条 本連盟は、毎年1回総会を開き、理事会は必要に応じ随時開くことができる。

第11条 総会・理事会の議長は、その都度選出する。

第12条 総会において報告する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業計画
- 2 予算・決算
- 3 規約改正
- 4 役員選出
- 5 その他重要事項

第13条 理事会において審議、承認する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業計画
- 2 予算・決算
- 3 規約改正
- 4 役員選出
- 5 その他重要事項

第6章 会 計

第14条 本連盟の経費は、学校負担金、補助金、寄付金および会員会費をもってあてる。

学校負担金および会員会費は、1口500円(1口以上)とし、次のとおりとする。

- 1 特別支援学校(病弱単独校) 年額 学校負担金 15,000円+500円×総口数
- 2 特別支援学校(併置校)及び分校 年額 学校負担金 5,000円+500円×総口数
- 3 特別支援学級 年額 会員数にかかわらず 1口
- 4 会 員 (ただし、当分の間第5条の会員とする) 年額 1口

第15条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 付 則

- 1 その他必要により細則を定めることができる。
- 2 本規約は、昭和49年10月4日より施行する。
- 3 本規約は、昭和50年5月14日、昭和53年9月21日、昭和55年10月9日、昭和57年12月9日、昭和59年4月25日、平成元年4月28日 一部改正
平成3年4月26日 (第14条 会員会費) 一部改正
平成7年11月9日 (第1条 名称)、(第14条 養護学校学校負担金) 一部改正
平成21年5月7日 (第4条 名称) 一部改正
平成28年10月6日 (第14条 学校負担金) 一部改正